



# Prison: the Brilliant Career of a Troublesome Political Object

Pierre Lascoumes

## ► To cite this version:

| Pierre Lascoumes. Prison: the Brilliant Career of a Troublesome Political Object. Japanese Journal of Sociological Criminology, 2012, 37, pp.77-86. 10.20621/jjscrim.37.0\_77 . hal-02403207

HAL Id: hal-02403207

<https://sciencespo.hal.science/hal-02403207>

Submitted on 10 Dec 2019

**HAL** is a multi-disciplinary open access archive for the deposit and dissemination of scientific research documents, whether they are published or not. The documents may come from teaching and research institutions in France or abroad, or from public or private research centers.

L'archive ouverte pluridisciplinaire **HAL**, est destinée au dépôt et à la diffusion de documents scientifiques de niveau recherche, publiés ou non, émanant des établissements d'enseignement et de recherche français ou étrangers, des laboratoires publics ou privés.



Distributed under a Creative Commons Attribution - NonCommercial - NoDerivatives 4.0 International License

## I 課題研究 刑罰としての拘禁の意味を問い合わせる

## 刑務所

——困難な政治的課題の輝かしき履歴——

ピエール・ラスクーム

パリ政治学院、国立科学研究所

## 〈要旨〉

刑務所、すなわち、刑事制裁としての拘禁罰の使用は、この2世紀の間に普遍的な方法となった。あらゆる政治体制において刑務所が使用されている。当然、その形態に差はある、収監にともなう自由剥奪と烙印押しの原則は、すべての刑務所に共通している。筆者は、フーコー(M. Foucault)の分析を用いて、この施設の「成功」を明らかにする。また、刑務所は困難な政治的課題であり、これに対する批判もその改革も政治的日程において二次的な地位にあったことを指摘する。刑務所は矛盾にみちた課題で、その誕生時から、誰もがその改革を望みながら、政府は、その課題を深く扱えぬままにある。刑務所は、不十分で、不完全で、問題の多い解決策である。

キーワード：刑務所、アボリショニズム、フーコー

「規則との関係という軸については、処罰の実践を例にとることによってそれを探査しようと考えた。ただし私が研究しようとしたのは、刑法の理論そのものでも、しかじかの刑務所施設における変化でもない。そうではなくて、問題は、「処罰の合理性」とでも呼ぶべきものの形成を分析することであった。投獄の実践がずっと以前から批判され続け当時もなお批判されていましたにもかかわらず、まさにその投獄を主要な行動手段とするような「合理性」が出現したということ、これは驚くべきことであるように思われていた。こうした現象についての説明を、法についての一般的な考え方や、工業生産様式の発達といったことのなかに（ルッシュやキルヒハイマーのようなやり方で）探し求めるよりも、私にはむしろ、権力の諸々の手法に対して目を向ける必要があるように思われた。ここで問題にしたいのは、社会全体を貫いて隅々にまで管理の網を張り巡らせるような、偏在し、全能で、慧眼の権力ではない。そうではなくて、問題は、諸々の個人を

「統治する」ための諸技術、すなわち、「諸々の個人の行動を導く」ための諸技術が、17世紀以来、学校や軍隊や職場などといったさまざまに異なる領域においてどのようなやり方で探求され、練り上げられ、確立されたのかを明らかにすることであった。」

Michel Foucault, 1984, Dits et Ecrits IV, Gallimard, 1994, p.582 (蓮見重彦他監修『ミシェル・フーコー思考集成X』筑摩書房, 2002, 31頁)

現代のあらゆる国家は、その歴史および政治体制がどのようなものであれ、刑務所制度を用いている。刑務所のない国家というものがあるだろうか。確かに、拘禁の形態は多様で、強制収容所と違わないモデルから、社会復帰の法律主義的かつ民主主義的な運営を追求するモデルまで存在する（Morris=Rothman, 1998）。しかし、あまり注目されないのは、刑務所というこの手段の普遍性である。フーコーは、この現象を取りあげ、そ

れを説明しうるファクターについて検討をした一人である (Foucault, 1975) .

刑務所の歴史がこのように輝かしいものであるからといって、刑務所が安定した制度であるとか、また、普遍的な《良き道具》であり、矛盾のない内的論理に貫かれ、社会秩序を保証するための有効な手段であるというわけではない。逆に、その歴史は、この制度への批判によって描かれている。拘禁を用いようとする政治的意思は、19世紀以降に一般化したが、常に、批判的な指摘が行われてきた。刑務所は、その誕生時からずっと不十分で、不完全で、問題の多い解決策だとみなされてきた。逆説的ではあるが、刑務所は政治的な欠陥品であることによって、つまり、罪悪感をもち、(予算的にも、知的にも) なおざりにしてきた公的活動であることによって、その利用が広まっていったのである。フーコーは、同様に、この矛盾を解くための条件も提示している。彼にとって、刑務所にあるのは、なによりも抑止についての認知機能であり、刑務所は、まず、そこに通うことのない人々に向けられて存在するといえる。主たる目的は、そこに拘禁されている人々よりも、むしろ、そうなりうる人々に關係する。刑務所は、ひとつの威嚇であり、物理的に、象徴的に、逸脱や反逆のあらゆる予備軍に向けられる。その場合、刑務所が具体的にどのようなものであるか、つまり、その組織、方法、受刑者と看守、そこですべての者に課される生活条件、そして、受刑者の社会復帰における慢性的失敗、こうしたことに対する重要な意味はない。刑務所の働きの現実よりも、高い屏、自由の剥奪、そして、完全な監視という象徴の方が、社会的にはるかに重要となる。

本稿では、この二つの問題群を順に論じる。しかし、アボリショニズムの立場について、冒頭で確認しておくことが重要であろう。例えば、オランダのフルスマンの議論 (Hulsman 1982) は、

OECD（経済協力開発機構）の委員会においてまで、これらの問題を確認させるものとなった。その主張は、刑務所に関する現代の考察に、刑務所の必要性の検討をなによりも求めるものであった。刑務所についての誤った自明性とその存続をめぐる議論の欠落が主要な問題である。逆に、刑務所の廃止を計画すれば、廃止に反対の人々に対して、刑務所の意義と有用性についての再考と議論を迫ることになるからだ。

## 制度の輝かしき履歴

刑務所は、18世紀末に誕生して以来、顕著な発展を遂げた。その出現は、ある特別な政治的事件や事態の変化 (Rusche=Kirchheimer, 1939) に由来するわけでも、特定のイデオロギーによるわけでもない。刑務所は、ヨーロッパ社会での、フーコーが規律の時代として示した社会組織のある形態に由来している。フーコーによれば、刑務所は規律社会の産物であって、(これまで言われてきたような) アンシャン・レジームの残酷な刑罰を告発した啓蒙の世紀の改革派思想によってもたらされてはいない。

刑務所は、個人の身体から精神の訓練、つまり、個人のあらゆる側面の世話をする全般的な規律装置と考えられている。少なくとも、そのように理論上のモデルは捉えられている。収監によって主体を処罰し、非生産的で、要は、危険と判断された者を労働によって有用な市民へと変えることが目論まれた。罪のある主体を、社会空間から遠ざけて隠す隔離の機能は、この新たな権力システムのひとつの側面に過ぎない。

その特徴を別にすれば、刑務所は、近代の主体を構築する装置の総体のなかに組み込まれている。刑務所は単独で存在しているわけではなく、日常的な社会空間を組織する権力の網の一部にすぎない。刑務所は、規律を実験する場ではなく、その

特殊な姿を示す場でもなく、規律の表現のひとつである。刑務所の誕生は、『規律の装備一式』を備えた一連の施設（工場、学校、精神病院）に位置づけられる。あまり分析が行われていない点だが、「規律・訓練」と題された『監獄の誕生—監視と処罰』第3部において<sup>1)</sup>、「従順な身体」、「良き訓育の手段」のいずれの章においても、刑務所はまったく描かれていない。フーコーは、そこでは、他のいくつかの社会的空間、すなわち、修道院、工場、病院、特に、軍隊についての分析を行っている。彼が示すのは、それらの諸空間には、共通して「生活および身体のごく些細な事態に対する取締り」があり、「微細なるものへの一途な信心に基づくこうした計算」に、世俗化された内容と組織的または技術的なひとつの合理性が付与されている点である（p.142[146頁]）。それゆえ、彼は、ベンサム（J. Bentham）のパノプティコンを『政治の次元でのコロンブスの卵』と呼ぶ（p.208[208頁]）。というのも「事実、その図式は、どんな機能（教育の、精神療法の、生産の、懲罰の）にも統合される性能をもち、また、そうした機能と密接に結びついてそれを増大させる性能や、権力の、そして、知の諸関連が、取り締まるべき諸過程に細部にわたって順応できる性能をもつ」からである。

非常に多様な文脈にありながら、刑務所は、200年来、驚くほど普及してきた。これほど急速に現代のあらゆる社会形態に広がった制度は稀である。北から南、新大陸から植民地帝国やアジア、資本主義体制から社会主義体制、社会民主主義から権威主義国家に至るまで、刑罰の主要な基準として、そして、他と代替しえない基準として、刑務所モデルの普及が確認されよう（King=Maguire, 1998）。フーコーが言うように、拘禁というこの形式は、「最終的に、そして、現在、あらゆる政治的および社会的文脈に普及している。

それは、途方もない考案であり、とても見事な発明で、蒸気機関とほぼ同じように普及し、資本主義社会であれ社会主義社会であれ、大多数の近代社会を広く縁どる枠組みとなっている。」

かくして、19世紀を通じて、かなりの種類の行刑施設が登場している。処刑のための機械が姿を消し、行刑コロニー、拘置所と中央刑務所が出現した。ひとつのモデル、つまり、世間から切り離され完結した閉鎖空間で、多少ともコード化された固有の諸規範の下に、特殊な収容者、すなわち、犯罪者（実際の受刑者および受刑者となる可能性のある者）を対象とするモデルが国境を越えて広がった。もちろん、国ごとに違いはある。居室構成（独居/雑居）、作業（義務的/任意的）、半自由、施設の監督（裁判所、警察、独立組織）等で相違がある。実際の運営は、イギリスでベンサム（1772）が、次いでフランスでル・ペルティエ・ドゥ・サン=ファルジヨ（Le Peletier de Saint-Fargeau）（1791）が表明した当初の功利主義原理から、刑務所は次第に切り離されていった。種々の文化と社会に輸出され、刑務所は、すでに19世紀の半ばには専制の場となり、刑事司法の手段の影は薄くなる。処罰としての拘禁制度の成功と、18世紀ヨーロッパを出発点とする歴史・地理的発展は、アフリカで、そして、「征服による拘禁(Carcéral de conquête)」の名で特に知られている。「アフリカでの刑務所の出現過程は、大規模かつ突然の現象であり、18世紀末の西洋における刑罰学の変化の激しさを想起させる。しかし、変化の形とリズムが同じであっても、その意味するところはまったく異なる。なぜなら、植民地における唯一の役者は国家であり、植民地建設者であるからだ。そこには刑罰の改革を基礎付ける、豊かな文化的基礎も大衆の承認もない。支配の力のみが刑事監獄の建設を進めている」（Bernaut, 1999）。したがって、この征服によ

る拘禁は、刑務所が植民地当局の管理の下にしつかりとあるという事実によって特徴づけられる。刑務所は、当局の戦略的手段のひとつであり、南側諸国に対するヨーロッパ支配の前線基地である。植民地における刑務所は、民主化グループのメンバーと犯罪者とを区別しない。刑務所は、人種の社会的かつ政治的分離を強化して白人当局の利益に資する。刑務所は、違反行為が被支配者層のすべてにあることを前提とする。加えて、刑務所は、伝統的な刑罰に取って代わるわけではなく、それらに重ねて科される。植民地の例は、刑務所モデルの普及の多様性を強調するものであるが、同様に、不可欠な社会制度としての刑務所の伝播性や順応性をも示すものである。

19世紀以来、刑務所を利用しなかった社会は存在しない。刑務所というモデルの順応度は高く、あらゆる危機、戦争、植民地解放、そして、多様な形態をとりながらも民主主義への移行を経た後も刑務所は存続している。こうした移行の例として、1990年以降始まるドイツ再統合、南アフリカでの1993年のアパルトヘイトの終結、あるいは、ソビエト体制の終結と1995年以降のロシア連邦の創設が挙げられよう(Artieres=Lascoumes, 2004)。同様に、多くの例が、例外的な状況に対する「刑務所」という形式の適用可能性を示している。すなわち、1930-1940年代のフランスの強制収容所、バーダー(Baader)一派の受刑者に対する1970年代のドイツでの高度保安区域、また、2001年9月11日以降のグantanamo(Guantanamo)収容所の考案である。拘禁を解決手段とすることの特徴はなんであろうか。その特徴が明らかになれば、拘禁という方法の履歴をより良く理解することができよう。

フーコーは、権力の諸システムを、哲学やイデオロギーといった伝統的な角度からではなく、人々を統治し、規律するために利用する具体的な

技術という観点から検討する。例えば、学校、工場、刑務所、あるいは、統計手法、医学的診断などは、人々を管理するための恒常的な技術である。このように、刑務所は19世紀半ば以来、公共の安全を社会的、政治的に具象化している。刑務所というシンボルは、わかり易く、強力であるため、意思決定者は終始このシンボルとの関係で自分の位置を定めてきた。彼に選択の余地なく、このモデルはあらゆる統治者によって唯一無二の解決策として広められていった。重要なのは、自ら権力を手にする以前には、制度に対して極めて批判的であった指導者も、時に自身が政治的に拘禁対象となつた指導者も、その普及を進めた点に変わりがない点である。このことは、専制の終結を導く体制の変革期においてもそうであった(南アメリカ、南アフリカ<sup>2)</sup>)。

今日のどのような人間社会を理解するにも、刑務所が生み出す暗く排斥された側面を理解する必要があるように思われる。秩序の創出と無秩序に対する烙印押しは、近代社会の構成の表と裏である。このことは3つの方法で理解できよう。まず、拘禁装置は人々に対する負の表象をも産み出す。この装置は、ステigmaを具象化させる。制度としての刑務所は、社会の裏面を具体的に示し、すべての人々の目に一般的な脅として映る。次に、この表象は、ひとつの理由を指示することによって正当化される。その理由が「危険性」である。その表象の有効性は、危険性が示す個人責任についての図式的な考え方方に結びつけられている。すなわち、「人」+「行為」=「刑罰」(un humain + un acte = une peine)である。この場合、社会的な他の諸要因について、それを持ち出すことが可能であるような場合であっても、あえて検討されないことになる。最後に、拘禁装置は、支配する者と支配される者が明確に特定される政治的関係の直接的な表現である。ウェーバー

(Max Weber) の表現を借りれば、「支配の管理」が明白な問題となる。

拘禁装置の強さは、集団秩序に関するあらゆる政治的議論を取込むその能力にある。この装置は、行為者のすべてが社会生活の営みに関わる際に、この装置との位置関係を定めることを強いるものである。事実、公共の安全に関するあらゆる問題の解決は、直接、間接に、刑務所に結び付けられている。刑務所は、そうした問題解決の際に、あらゆる文脈に適用可能な、一見して簡明な解決法を提供する。さらに、これは、平等と自由という思想の表明にもかかわらず、極めて広く共有されている社会関係の階層的な表象を基礎とする解決法でもある。

## 困難な政治的課題

刑務所は、どこでも公共政策でいう「公約違反」にさいなまれている (Cobb=Elder, 1997)。言い換えると、これは、定期的に喫緊の課題として問題化されながら、その政治的決定が常に縮減ないし延期されてきた社会的テーマである。

しかしながら、刑務所は、その出発点からして、身体刑の代替物として民主主義的性格を帯び、高い評価を得ていた。ベンサムは、刑務所をより広範な社会改革の原動力とすることで、これに積極的な評価を与えた。19世紀の博愛主義の広がりと同様の観点からとらえられた。しかしながら、個人の改良と社会の保護を結びつける刑務所という解決策は、急速に、その信頼性を失った。再犯が多く、教育、職業訓練および受刑者の社会化のためのシステムの破綻が明らかになったのである。そして、社会的イメージも反転し、この理論上の美德の学習所は、「悪の学校」と見なされるようになった。20世紀の全体主義の時期が、この否定的な印象の固定化を促し、刑務所を弾圧的な暴力を暗示させる場にした<sup>3)</sup>。自由剥奪施設総合

監視官(Contrôleur général des prisons)は、2012年6月の報告書の中で、「過剰収容によって刑務所はまがい物になっている」と記している<sup>4)</sup>。

このように、悪の学校と専制の場という二重の汚名を刑務所は着せられている。そして刑務所は、扱いの困難な政治的課題である。この課題は、過度に複雑で、過度に危険で、それでいて、政治的に得るもののがほとんどない。刑務所を擁護する者は誰もおらず、さらに悪いことに、刑務所には敵しかいないようだ。その筆頭が、そこにいる刑務官と受刑者である。彼らが刑務所について黙っていることは少ない。刑務所は、一方からは危険な場として、他方からは非人道的な場として捉えられる。刑務所の職員に関する研究は、どれも、彼らが感じる孤独感や排斥感を強調するものである。世論やメディアは、危機的な時期（暴動、過剰収容）や些末なテーマ（妊娠、スポーツまたは文化活動）以外は、刑務所に関心を払うことはない。議員も、一般的には、同様に無関心である。誰も刑務所の問題を公にせず、それゆえに、刑務所は、不名誉な暗闇のなかで生きながらえることなる。その意味で、刑務所は見捨てられた制度である。刑務所は、実際には誰もその問題を真にとらえぬままに、政策的文脈や危機の状況に流されるままとなっている。刑務所問題は、緊急性とその二次的性格という点で、失業対策と共に特徴をもつ。これらの公共政策は、いつになっても扱いが困難である。なぜなら、これらの政策においては、経済的、社会的失敗を公式に認める必要があり、解決策を肯定的に語ることはできないからである。その上、刑務所が社会運動を呼び起こすことはほとんどない<sup>5)</sup>。厳しい非難があっても、刑務所が熱心な関心をもたらすことは例外的でしかない。刑務所は、孤立したままで、内部、外部を問わず、正当な闘争の場となるには不向きなままにある。

論者のなかには、刑務所は、改革の強迫観念にとりつかれた犠牲者であるという者もある。刑務所改革の歴史は、刑務所そのものの歴史と不可分である。フーコーは、「監獄のいわゆる《改革》は、監獄そのものとほぼ同時期に始まっている。《改革》がいわば監獄の計画と等しいのだ。(… )ついですぐ止めどないおしゃべりに似た、監獄についての技術論が展開された」(Foucault, 1975, p. 236 [234頁])。拘禁という刑罰には、非常に早い時期から、その改革を確保するための監督のシステムが随伴していた。19世紀以来、行刑政策の歴史は、その調査、監督、改善計画、一時的ないし不十分な決定の歴史に他ならないのである<sup>6)</sup>。

この改革への強迫観念は、広く言えば刑罰の、具体的には拘禁刑の検討が、いつまでたっても、社会的にも、政治的にも完成しない事実の兆候と考えられる。刑務所建築に関する研究によれば、理想とされた「刑務所」は現実には建築されなかつたか、建築された場合もきわめて稀なケース(1836年にパリで開設されたプティ・ロケット監獄、または、いくつかの近代監獄)であり、これらの施設の当初の特徴は、その使用とともに急速に失われていった。刑務所、すなわち、個別化された判決を執行することを可能にし、改善を目指す刑務所は依然として例外的である。オーバーン(Auburn)・モデル(1832年)、フィラデルフィア(Philadelphia)・モデル(1841年)、あるいは、フレーヌ(Fresnes)・モデル(1898年)によって建築された建物にいたっては、きわめて稀である。人間の社会において考案され、政策決定者が十分に支持し出資したいと欲した刑務所が、社会化や訓練のための場所であったことはおよそ一度もないはずだ。いたるところで、あらゆる体制と地域において、刑務所には警備と就寝の場所さえ設けられれば不満はないとされている。この

ことは、被拘禁者の捜査や訴訟が終わるのを待つ場合もそうであり<sup>7)</sup>、また、高い危険性や、慢性的不適応の理由で、社会から隔離することを第一の目的として、刑罰をそこで執行する場合もそうである。また、ヴァカン(L. Waquant) (1999年)が示したように、拘禁への依存の拡大は、福祉国家の縮小と社会的再配分の縮減によって加速しているのである。

結局、刑務所が言葉の本来の意味で刑を執行する場となることは敬虔な願いでしかない。刑事拘禁の場とは、大部分が、せいぜい無傷の身体を保持する以外に何もできない待機のための場所でしかない。監獄は、それゆえ「拘置所(maison d'arrêt)」でしかなく、そこは、行動する時間と自由が停止させられる(arrêtés)場所である。社会的にも人間的にも時間が停止し、時に、その停止が非常に長い場合には、他に要求を持つことが現実にできなくなる。あらゆる逸脱を区別せずに受け入れたアンシャン・レジーム期(17世紀、18世紀)の総合救貧院(hôpital général)の再建を求める傾向は常に存在する<sup>8)</sup>。それゆえ、現在の多くの分析は、刑務所に与えられた諸々の使命、すなわち、公共の安全、個人の処罰、受容可能な矯正が、互いに矛盾する点を指摘するものである。とりわけ、刑務所には、もはや経済的、人間的関係がもはや欠ける人々に対して社会的レッテルを貼るという機能が実質的にある。再社会化のための刑務所という繰返される言説は、刑務所創設の神話を維持して、保安の場所というその主たる役割を隠しつつ、刑務所を受容可能なものにしようとするものである。刑務所が社会的に許容されるのは、刑務所を絶えず批判し、その「不可欠な改革」を叫ぶかぎりにおいてである。したがって、より良き刑務所をたえず約束することは、近代なるものの中心的な矛盾に目を背けることになる。刑務所は、一方で司法の普遍的価値を表明しながら

ら、他方で産業資本主義と不可分にスティグマを付与する規律のシステムを並置するものである(Garland, 2001)。

刑務所が存続しているのは、絶えず自分の体を自分でむさぼり食うことによってである。繰返し、繰返し、誰もが侮辱し、その存在を問題にする。刑務所のなかに、民主主義の暗い側面、不名誉な裏面を見ることができる。しかし、このことから、刑務所は自律的で、民主主義の外にあり、その固有の論理によって動いているとも、また、刑務所が政治的諸関係と無縁であるとも結論付けるべきではない。逆に、刑務所は、平等や社会統合といった民主主義的理念と一体となっているが、刑務所は、それを否定する形で具象化している。刑務所は、社会的不平等とリスクを具象化し、もっとも弱い人々や脱落しそうな人々に脅しをかけるのである。民主主義の構築は、規則や原則の表明によるのと同様に、その裏面や、彼らの追放を具体化する境界壁をおぞましく見せることによって築かれている。無秩序を非難することこそ、好ましい秩序をもつとも有効に支える方法である。刑務所への恐怖、より一般的に言えば、失墜するすべての者の象徴への恐怖は、支配的な規範および価値の尊重を求める際には、勲章や栄誉の魅力よりも、おそらくはるかに効果的である。

最後に、この永続的な改革のレトリックは、「非難回避的政治(*avoiding blame politics*)」(Weaver, 1986) のモデルと完全に一致する。監督機関の報告、調査委員会での周到な検討、変化の通知、そして、改革計画の履行、これらは、ある種の政治的関心を具体的に示すものである。いかなる反対者であれ、いかなる精神的または批判的権威であれ、そこに政治の全面的な失念なり放棄があると主張することはできない。だから、根本的な非難を行うことは非常に難しい。「非難回避的政治」は、批判を見越して、またはそれら

を考慮するかに見せかけることで、批判を静める効果を生む。そうであれば、批判が変化をもたらしていないとしても、また、もたらした変化が乏しいとしても、どうでもよいことなのである<sup>9)</sup>。政治上の統合失調症が、明確なときもある。例えれば、フランスの上院議員たちは、2000年に調査委員会を立ち上げた。その調査の結論はきわめて厳しいものであった<sup>10)</sup>。それにもかかわらず、彼らは、数か月後、病状が重篤であり、健康状態が拘禁に耐えない被収容者の釈放を、最初(2001年)は禁止した。そして、次の2003年10月の段階で、公衆衛生法を正反対の方向に改正した。この法律には、最終的に「犯罪行為を反復する重大なリスク」がある病者である被収容者の釈放が含められた。拘禁問題に関しては、こうした政治的一貫性の欠如は珍しくない。そこでは、人道の立場と処罰の立場がしばしば交互に行き来する。

刑務所に基礎をおかない刑罰システムを着想することは可能であろうか? 今日、それ以外の刑罰政策を推進することに誰が関心を持つだろうか? そこからどのような利益を引き出せるというのであろうか? 政治家にとって、政策の変化のリスクは非常に高く、利益を引き出せるかはまったく疑わしい。そのような活動には、「引き受けるべき損失」しかないよう思われる。現在の西洋の行刑政策にみられる国際的な2つの大きな動向は、かなりの程度に相矛盾するものである。一方では、「人権」への準拠が発展への一因となっている。これによって、多数の国で、拘禁条件の法的枠組が強化された。明確な権利の告知、刑の執行を審理する裁判所の創設、上訴の手続は、その例である。欧州評議会に次いで、OECDが国際基準の普及に重要な役割を演じている。しかしながら、その実施に関するコントロールは、その使命が各国に委ねられているゆえに、とても十分

ではない。他方で、第二の動向は、民営化と市場への依拠を次第に強化させるものである。投資コストを抑え、新自由主義的文脈での「国家の縮小」という目標を普及させるため、政府は、次第に多くの官民の協力関係を締結するに至っている。そのモデルは、アメリカ合衆国での「刑罰産業」の先駆的展開である。これは、財とサービスの伝統的な市場において組織された正真正銘の産業である(Christie, 2003)。このようにして、司法モデルと市場モデルが、国際基準の定義を通じて組み合わされる。これらの基準は、今日、「刑罰キット」という形で、輸入され、調整されるが、その際、社会的、政治的な本来の議論は行われていない。繰り返しておこう。こうした刑務所を用いる新たな解決策の推進によって、処罰する権力の基礎をめぐる基本的で古典的な問題が隠されているのである(Poncela, 2001)。

## [注]

- 1) 同様に、量的にもっとも重要で、書物の3分の1を占め、またもっとも構成の行きとどいた部分である。
- 2) フランスでの例外として、第2次世界大戦中の一部の流刑者が、1945年の改革において重要かつ積極的な役割を果たしたことがある。同様に、施設医療は、1994年、かつて流刑者でもあった保健衛生大臣によって改革が行われた。
- 3) フランスにおいては、ヴィシー政府下での反抗勢力の拘禁および拷問や、より後には、アルジェリアの独立運動家およびその同調者の収監が、同種の効果を有していた。
- 4) その独立機関の報告書では、監獄の過剰収容が告発されている。新しい施設が加わり、フランスには57,127名を拘禁する場所があるが、非拘禁者は、6月1日現在66,195名であり、9000床不足している。収容率は、拘置所（判決を待つ者）では200%である。ここでは16,550名が収容されており（全体の25%）、そのうち少年は770名である。
- 5) フランスでは、1972年の監獄情報グループ（そこでFoucaultが重要な役割を果たした）の束の間の例外が指摘される。現在、非政府組織である監

獄国際監視団(*L'Observatoire International des Prisons*)は、その努力にもかかわらず、相対的に孤立した活動的団体にとどまっている。

- 6) 現在も、フランスでは、2012年6月の（上院）議会報告書が、2009年の法律の施行について長々としたこれを制限するリストを改めて挙げている。
- 7) フランスでは全体の25%である。注4) 参照。
- 8) フランスにおいては、精神障害をもった受刑者の著しい増加がみられる。
- 9) 2001年、社会党政権下において、（とりわけ施設医療にかかる）様々な告発および極めて厳しい議会の委員会調査を経て、法案は頓挫した。
- 10) 前掲注8) 参照。

## [文献]

- Artières Ph., Lascoumes P. (dir.), *Gouverner et enfermer – La prison un modèle indépassable ?*, Paris, Presses de sciences-po, 2004.
- Bentham J., *Principles of morals and legislation*, Londres, 1772.
- Bernault F., *Enfermement, prison et châtiment en Afrique du XIX<sup>e</sup> à nos jours*, Paris, Karthala, 1999.
- Christie N., *L'industrie de la punition. Prison et politique pénale en Occident* (1993), Paris, Autrement, 2003.  
(ニ尔斯・クリスティーエ『司法改革への警鐘——刑務所がビジネスに——』信山社, 2002年)
- Cobb R.W., Ross M.H., *Cultural strategies of agenda denial*, Lawrence, University of Kansas, 1997.
- Foucault M., *Surveiller et punir, naissance de la prison*, Paris, Gallimard, 1975. (ミシェル・フーコー『監獄の誕生——監視と処罰——』新潮社, 1977年)
- Garland D., *The Culture of Control Crime and Social Order in Contemporary Society*, Chicago, Chicago University Press, 2001.
- Hulsman L., *Peines perdues, le système pénal en question*, Paris, Le Centurion, 1982
- King R.D., Maguire M., *Prisons in Context*, Oxford, Oxford University Press, 1998.
- Lascombes P., Poncela P., Lenoë P., *Au nom de l'ordre, une histoire politique du code pénal*, Paris, 1989.
- Morris N., Rothman D.J., *The Oxford History of the Prison : the Practice of Punishment in Western Society*, Oxford, Oxford University Press, 1998.
- Poncela, P., *Droit des peines*, Paris, PUF, 2001.

- Rusche, G., Kirchheimer, O., *Peine et structure sociale – Histoire et « théorie critique » du régime pénal* (1939), Paris, Cerf, 1994. (G.ルッシュ, O.キルヒハイマー『刑罰と社会構造』法務資料306号, 1949年)
- Wacquant L., *Les prisons de la misère*, Paris, Liber-Raison d'agir, 1999. (ロイック・ヴァカン『貧困という監獄——グローバル化と刑罰国家の到来』新曜社, 2008年)
- Weaver K., "The Politics of Blame Avoidance", *Journal of Public Policy*, 6, 1986, 4, p.371-398

E-mail: pierre.lascoumes@sciences-po.fr

(訳：相澤育郎＝赤池一将)

# Prison: the brilliant career of a bad political object

Pierre Lascoumes  
(Sciences Po./CNRS)

Prison, that is the use of imprisonment as penal sanction became in two centuries a universal solution. All political regimes use it. Of course, forms of jailing are different. But the privation of liberty and the stigmatisation provoked by imprisonment are used in all political and cultural contexts.

The author uses Foucault's analysis to explain the paradoxal success of this institution. He demonstrates also that prison is a very difficult political stake. Criticizing and reforming it always keeps on the second rank on the political agenda. It is a very contradictory issue: everybody wishes to reform it, but in the same time no government has been able to implement a innovative agenda on it. Prisons remain partial, unfinished and questionable answers.

Key words: prison, abolitionism, Foucault